

一、水の衛生上危険なるは中に病原菌、寄生虫卵等を含みざるからである。

二、水と病原菌との關係は恰も水に染粉を溶かすが如きもので、染粉は忽ち薄く水全體に溶け擴がり、其の何れの部分を飲むも皆害を受けるのである。此の關係は彼の病原菌を附けたる蠅が食品にとまりて其の部分を喰ひしものは害を受け、同じ器の底の部分の喰ひしものは害を免るゝとは大に趣を異にするのである。

三、水は成るべく飲むこと少きがよい、平素は夏季以外は水は飲まずして事足る、水を多く飲む習慣あるものは身體瘦するものである。

四、飲みて安全なるは淨めたる器に盛りたる湯茶である。湯茶は一旦煮たものでなければならぬ。

一旦煮たる湯茶も淨めざる器に盛り、又掩はざる器に盛りて時を経たるものは危険である。

五、夏期又は傳染病流行の恐あるとき、その他必要の場合には適宜の場所に湯茶を備え、生水の飲用を禁せらるゝことがある。

六、野外に於ても宿營地を發するとき水筒に湯茶の分配を受くるか、又は水筒(飯盒)にて水を煮て之を携帶し、節用すれば足るものである。

七、行軍には沸水車を携行することがある。然るときは途中にて湯茶の供給を受けることが出来る。

八、夏季野外に於て喝病を發せしものあるか、又は渴甚だしく堪え難きに附近に湯茶なきときは水を飲んでもよい。

九、水道栓より直に水筒又は淨き器に受けて飲むは大概安全である、堀抜井も又大概安全である。

十、堀井ならば附近に便所、下水、肥料溜等の如き不潔の場所なく且つ使用人間に傳染病の流行なく、井桁、井蓋及汲上装置の完全なるもので、水質は清澄透明、臭氣なく、快味ありて、夏は冷く、冬は

暖きものは大概安全である。

十一、河水は水速急で、清く澄み、底に清き礫あり、水源に流行病なく、又沿岸より汚水の流れ込まざるもので、中流を汲み取れば安全である。

其八 舍内衛生の心得

一、兵舎は各人の最も樂しき休み場所である。されば我がためにも人のためにも室内は常に善く整頓し、塵を除き、新しき空氣を通じ、日光を入れ、濕氣を防ぎて各人の健康に害とならざるやう努めねば

ならぬ。

二、諺に「暗い處には病人が絶えぬ」と云ふことがある。實際暗い濕氣のある場所は病原菌の最も好い住家で、感冒、「レウマチス」其の他種々の傳染病は大抵かやうな場所から起るものである。それ故に日頃より舍内の清潔、乾燥並に日光を入れることに努むるは衛生上大切なことである。

三、日本人は室内の空氣を清潔にするといふ感念の乏しい國民である。其の故は普通の日本家屋では天井、床、窓、壁などから絶えず空氣が交換せられて、自然に室内の空氣は清潔に保たれ、害を蒙ることは

稀であるからである。併し日本家屋でも室内に多人數群集し、盛んに火を焚くときは中毒を起すことは寒國では決して稀ではない、殊に硝子窓の西洋式家屋又は窓の少い支那、朝鮮の家屋では一層此の危険がある。それ故に定められたる時に定められたる方法で窓を開き新鮮なる空氣を室内に導き入れることを怠つてはならぬ。

四、起床後は窓戸を全部開きて毛布、敷布を振り、丁寧に疊み、朝食後室内物品の塵を拂ひて、床には軽く水を撒き、箒にて掃き、然る後濡雑巾を以て拭ひ淨むるのである。此の際寢臺の下、室の隅、爐の附近の如き不行届勝なる處に注意し、机の如きは他へ移して其の

下を掃除するのである。

五、室の出入口は不潔になり易きものなれば一層注意して其の清潔を保つことが必要である。

六、舎室の保存清潔及衛生保持のため兵舎、倉庫内に於ては普通脱靴せしめ上草履を穿かせる事になつてゐる。上草履は決して舎室外で使用してはならぬ、殊に上草履の儘 厠に往復するは頗る危険である。

七、泥靴を室内に入れてはならぬ、室内に入るときは靴の泥土を丁寧に拭ふのである。

八、室の内外、人の手の觸るる箇處は病原菌の附き居る虞がある、殊に厠の戸は危険の度が強い、此等の部分は常に善く拭ひ浄めねばならぬ。

九、濕氣ある被服は物干場に出して乾かし、成るべく室内に置いてはならぬ。

十、机 棚及被服棚に用ゐる雑巾と床雑巾とは嚴重に區別し、之を洗ふ桶も區別せねばならぬ。使用終りし雑巾は清潔なる水で二三度洗ひ浄めたる後、定め場所ので乾かすのである。

十一、痰唾は痰壺に吐き、室内及廊下は勿論窓より吐いてはならぬ。

各室及廊下に備附けたる痰壺には約四分の一の水を容れ、毎朝取替え汚水は廁に棄てるのである。

十二、燈火及油入は油の漏れざる箱に入れ、其の出し入れに當り近傍を汚さざることには注意せねばならぬ。

十三、煖爐の蓋を開き炭氣を室に漏すのは危険である。

其九 舍外衛生の心得

一、舍外の清潔は舍内の清潔と相關聯して衛生上緊要である、舍外は區域が廣いため間々閉却らるゝことがあるから、一層注意して其

の清潔を保つことに努めねばならぬ。

二、舍外の衛生上最も必要なることは其の清潔と乾燥とである。

三、溝渠下水は常に疏通を善くし炊事場、浴室、洗面所、洗濯場等は特に清潔と乾燥とに努めねばならぬ。

四、下水場、廁及塵捨場等は善く掃除して不潔物を堆積したり、近傍を汚したりせぬことに注意するのである。

五、廁は往々傳染病流行の根源をなすことがあるから常に清潔を保つことに努め、大便所の踏板及其の周圍に大便を附著せしめたり、小便所の踏石を尿で汚したりするやうなことがあつてはならぬ。

拭紙を用意せざるため往々大便を厠の壁に塗り附けるものがある。

拭紙は常に所持して居らねばならぬ。

六、厠は屢々其の内外を掃除し、常に乾燥せしめ、特に秣棚、飼槽臺を清潔にし、寢蓐を散さず、尿水を留めず、糞便は直に取除け、臭氣を留めぬことに注意せねばならぬ。殊に馬糞は家蠅の孵卵地であるから一層掃除を充分にして蠅の發生を防がねばならぬ。

第二章 傳染病

平時、戦時共に軍隊にて最も恐るべく、最も忌むべきものは傳染病で

ある。總て傳染病は體內で起る病でなく、其の病原必ず外より入り來りて之を起すものであるから、相當の注意と方法とに由りて豫防することの出来るものである。傳染病の病原は大抵眼に見えざる極く細かい微菌である。微菌は傳染病の異なるに従つて其の性質も皆異つて居るが、大體に於て彼の創に膿を持つ病原菌(創の一般の心得参照)と似寄りの性質を持つてをるものである。此等の病原菌は傳染病患者の身體に在りて其の排泄物若くは分泌物(痰、鼻汁、唾、糞、尿、吐物、皮膚の分泌物、膿、乳汁)及血等によりて、健康なる人に直接に傳染したり、又は間接に傳染したりするのである。間接に傳染するといふ

のは病原菌が一度飲食物、被服、寢具、飲食用の器具、洗面、入浴用の器具、手拭などに附着して何時とはなしに傳染するのを云ふのである。而して病原菌の身體内に入つて傳染病を起すには、それぞれ場所が定つて居るものであつて、其の場所以外からは入つても病氣を起すことは出来ぬ。其の入るべき道には大凡三つある。

一、空氣に混じて鼻、咽喉、胸に入るもの。

例へば肺「ペスト」、肺結核、肺炎、實扶的里、流行性感胃、流行性腦脊髓膜炎及癩病の如きもの。

二、飲食物に含まれて口より腹に入るもの。

例へば虎列刺、腸窒扶私、「バラチフス」及赤痢の如きもの。

三、創より入るもの。

例へば腺「ペスト」、梅毒、下疳、丹毒、破傷風、化膿菌病及麻刺里亞の如きもの。

健康なる人體は或る程度迄は病原菌に打勝つ力を持つて居るものである。例へば健康なる身體でも屢々肺炎菌、流行性感胃菌、實扶的里菌等を舍し居るとがあるが、人の之に侵されぬのは身體の抵抗力が強く此等病原菌の發育増殖することを許さず遂に死滅せしむるからである。反之、人若身體を濕潤し或は冷却するときは此等の病原菌に對する

抵抗力は忽ち衰へ遂に恐るべき肺炎、實扶的里等を發するに至ることがある、又腹を冷し、不消化物、未熟の果物等を喰ひ、胃腸を害ひて、虎列刺、赤痢に罹り易くなるのも同じ理由である。それ故に常に攝生を重んじ身體の健康を保ち、病毒に對する抵抗力を附け居ることは傳染病豫防上最も大切な事柄である。

その他前各項にて述べし身體、被服、飲食及兵舎内外の衛生の心得は何れも此等病原菌に對する豫防法を兼ね居るのであるから、平生は其の各項を守つて居れば良いのである。然れども一朝傳染病の流行を見るが如き場合に當りては、それぞれの傳染病に對し更に一層嚴重な

る豫防法を行ふ必要がある。以下先づ虎列刺、赤痢、腸窒扶私、「バラチフス」、「ベスト」、痘瘡、猩紅熱、實扶的里、發疹窒扶私及流行性腦脊髄膜炎等の法律で定められた急性傳染病に就き之を述べ、次で更に軍隊で必要な感冒及流行性感胃、麻刺里亞、結核、花柳病及「トラホーム」に就き述べることにする。

其一 虎列刺

虎列刺は傳染力極めて強き傳染病である。印度では流行常に絶ゆることなく、此の地より交通によりて時々世界の各地に傳播せらるるので

ある。

虎列刺に感染つたならば即日又は數日の後、腹痛を起して下し、次で吐くのである。下すもの後には米を淘ぎたる汁のやうになり、臭なく、吐くものも亦米の淘ぎ汁のやうになる。

間もなく目窪み、目の縁に鉛色の暈が出来、鼻は尖り、聲は噎れ、皮膚は冷になつて撮み上ぐれば髪が出来て故に復らず、渴が劇しくなり、小便が少くなる、又膀胱に劇しい痛みが起る。

虎列刺の病原菌は吐きたるもの、下したるものの中にある。

虎列刺の内でも病症が軽くて只僅に下る丈のものがある、甚だしき

は流行時健康なもので病原を便中に含んで居るものがある、又病が治つた後永く便中に病原を含むものもあつて此等を菌保有者といふのである。此等の病も人に傳染すること重き虎列刺と異つたことはないばかりでなく、本人は勿論他人も亦意に介せずして相往來し病毒を撒きちらす危険は重き虎列刺よりも反て大なるものである。

個人豫防法

一、此の菌は水飲食物等に雜りて腹に入り病氣を起すものであるから流行時は煮沸水を飲用し、且つ一切の飲食物は必ず一旦煮沸したる後にあらざれば之を用ゐてはならぬ。

二、炊具、食品、食器、飲器、被服等の洗滌に用ひ又は含嗽、沐浴、撒水等のため用ゐる雑用水も亦病毒傳播の危険がある、故に成べく清潔の水を選び、食品、食器等直接口を觸るるものに用ゆる雑用水は煮沸水でなければならぬ。

三、以前は虎列刺患者の入つた厠に健康人が入つたならば病毒が肛門より傳染すると信じたものであるが、實際はそうでなく病毒が附着した厠の戸や壁に手を觸れ、又は手洗器、手拭等を使用したため手を介して病毒口に入りて感染するのである。

四、蠅が患者の汚物に集り其の身體に病毒を附着して、更に飲食物

に來り集り虎列刺の媒介をなすことが多い、故に蠅の發生を防ぎ蠅を捕へ、蠅を防ぐことは豫防上効果がある。此の關係は蚊に於ても同様である。

五、兵舎内外、被服の清潔、乾燥を謀ることは流行時特に必要である。

六、生の野菜、熟せざる果實の類を食ふときは胃腸を害するを以て虎列刺になり易いのである、氷も亦屢々胃腸を害し且つ病毒を含み居ることある故に深く戒めねばならぬ。

七、酒を飲むことは流行時慎まねばならぬ、何となれば酒のために

胃腸を害し、酔に乗じて不攝生をなし、且つ酔ひ醒めに多量の水を飲用する等の害があるからである。

八、腹部感冒も亦消化を害し、下痢を起し虎列刺になり易いのである。注意して腹を冷やさぬ様心掛けねばならぬ。

九、流行時下痢する時は軽くとも直に診断を受けねばならぬ、其の他の病氣にても速に受診することが必要である。

十、虎列刺流行時に豫防接種を行ひ、體の中に虎列刺の病原菌を殺すものを生せしむる法もある、但し之を行ひしものと雖前述の注意を怠つてはならぬ。

十一、虎列刺を餘り恐るるがため反て病を起す例がある、恐れず侮らず只一意豫防法を守ることが肝要である。

其二 赤痢

赤痢は赤痢菌に因りて起るものと、「アメーバ」と稱する極小なる生物に因りて起るものとの二種がある、二種共病況は殆んど同様である。

赤痢菌に因るものは日本殊に朝鮮、支那には毎年流行絶ゆることなく「アメーバ」に因るものは臺灣其他熱帶地方にて常に流行して居る。

赤痢は感染してより二日乃至八日を過ぎて腹劇しく痛みて下し、下したる後又腹絞りて下さんとする、下す分量は次第に少くなり度数は却つて増し、劇しきは殆んど便器を離ることが出来ぬ様になる。下すもの後には糊の如くなり血を雜へ又膿を雜ふる。重きものは死し又慢性となり易い。赤痢の病原菌は患者の下したるものの中にある。患者に近き又患者にあらざれども患者の傍にありし爲病原を宿し居る者がある(菌保有者)此のものの便中には無論菌を宿して居る、殊に、細菌性赤痢は菌保有者が多いのである。

個人豫防法

- 一、煮沸水の飲用を守り、一切の飲食物は必ず煮炙したるものを探らねばならぬ。
- 二、食器、食品の洗滌竝に含嗽に用ゆる水は成るべく煮沸水を用ゆるのである。
- 三、蠅の發生を防ぎ蠅を捕へ、蠅の集るを防ぐことに努めねばならぬ。
- 四、兵舎内外、殊に炊事場、便所の清潔乾燥に努めねばならぬ。
- 五、漫に地方人に接し地方人の造れる飲食物を喰ふは危険である、

何となれば一見健康なるもので體中に菌を保有し居るものが多いからである。

六、生の野菜、熟せざる果物の類、竝に氷、酒は胃腸を害し赤痢になり易いから避けねばならぬ。

七、晩夏秋冷の候氣溫變り易き時期は本病に罹り易いものである。身體の濕潤、感冒も亦本病の誘因となるから注意せねばならぬ。

八、赤痢は都會の地よりも衛生上不行届なる村落に多く、乾燥の地よりも濕りたる地に多い、如斯土地にては特に注意が肝要である。

る。

其三 腸窒扶私

腸窒扶私は世界中到る處に流行し、殊に日本、朝鮮、支那に多く、大なる都會には四季絶ゆることなき傳染病である。

腸窒扶私は感染してより凡そ二週間にして身體倦怠、食慾不振、頭痛、熱等が起る、熱は初め低きも次第に昇り約四週間續き、熱の爲精神鈍くなり、嚙語を言ひ甚だしきは狂人の如き舉動をなすことがある。胸、腹、背に小さき桃色の疹が出来る。

腸室扶私の菌は主に患者の大小便中にありて飲食物に混り人の口に入り傳染する。

患者の病已に治つた後も尙菌を宿し居るものがある、又患者に非ざれども患者の傍にありしたため菌を宿し居るものもあつて(菌保有者)、何れも大小便中より菌を出すのである。

本病は虎列刺、赤痢と均しく水、飲食物並に手其の外のものに附き居りて口より入る傳染病である、従つて個人豫防法も亦虎列刺、赤痢と同様である。

附 腸室扶私豫防接種

一度腸室扶私に罹つたものは再度感染することなき(免疫)か又は感染するも極めて輕きものである。此の理に基き我軍隊にては腸室扶私豫防接種を一般に行ふに至つたのである。

従來我軍隊に於ては平時戦時共多數の腸室扶私患者發生し兵員を損ずることが多かつたが、此の接種を行ふやうになつて殆んど其の流行を見ざるに至つたのである。即ち明治四十年には兵員一萬人に對し患者平均八十人、死者十三人を出し、死者總數は同年に於ける總死亡者の三分の一を占めて居つたが、此の接種を行ふやうになつて急に患者數減少し、現に大正三年には兵員一萬人に對し平均五人餘の患者と〇、

六人の死者を出した丈で、之がため我軍隊衛生は著明に向上せられたのである。

豫防接種は回数を重ねる程効果が多いが、目下は二回乃至三回施行することになつて居る。

注射後は熱を發し、其の部は少しく腫れ痛あるも、一般に軽く、間もなく消え失せ決して危険なものではない。

熱ある間は安息し、消化し易きものを採り、酒類を飲んではなぬ、熱は人により多少の差があるが二十時間以上に亘るものは少ない。

其四 「パラチフス」

總ての關係腸窒扶私に似て唯少しく軽いのである。
稀に虎列刺の如き症を發することがある。

「パラチフス」豫防接種も亦腸窒扶私豫防接種と同様である。兩接種液を混和して注射することがある。

其五 「ペスト」

「ペスト」病は「ペスト」菌によりて起る劇しい傳染病である。「ペスト」病

に肺「ペスト」、腺「ペスト」の二種がある、其の他稀には皮膚「ペスト」と曰ふのがある。

最も危険なのは肺「ペスト」で、之に罹るものは殆んど皆死ぬのである、肺「ペスト」は病原が息と共に肺に入つて起り、感染後多くは二、三日で悪寒又は戦慄を發し、次で高い熱が出で、頭痛、眩暈を伴ひ、胸痛み咳と共に血を混へたる痰出で早きは三、四日にして死ぬる。

腺「ペスト」は病原が皮膚より侵入して鼠蹊、腋窩、頸部等の淋巴腺腫れ悪寒、戦慄と共に高い熱が出で、身體急に衰弱する。

皮膚「ペスト」は病原が侵入した部の皮膚に痛ある腫物が出来、暫くにして潰れる。

して潰れる。

肺「ペスト」患者の呼吸、咳嗽、談話等の時飛ぶ、唾、痰の雫には無數に病原を含んでをるから、患者に近寄り又は同じ室にあるものは呼吸と共に病原、鼻、口より肺に入りて本病に感染するのである。又曾て患者の居つた室は嚴重に消毒を行ふにあらざれば壁、床、天井及室内の道具等に病原多數附き居るを以て危険である。

腺「ペスト」及皮膚「ペスト」は病原皮膚の疵より入りて起る、即ち細き爬傷、上皮の剝離、蚤等の齧傷、疹、皸等より病原を侵入するのである。

腺「ペスト」を傳播するものは鼠と蚤とである。

鼠族は極めて本病に感染し易きを以て、一たび本病が鼠族間に侵入すれば頑固なる流行を來し、病ある鼠は其の巢を出て到る處に糞尿と共に病毒を撒布し、遂に死ぬのである。

鼠に附いてをる多數の蚤は鼠が死ぬと諸方に散つて、遂に人に附着して病を感染すやうになる。

「ペスト」菌は蚤の胃の中でも殖えるものであるから、「ペスト」鼠の血を吸ふた蚤は三週間の長きに亘りて病を傳へる力がある。蚤の外鼠、臭蟲、蚊、蠅等も亦「ペスト」の媒介をなすものである。

「ペスト」病は印度では流行常に絶ゆることなく、茲より時時世界の各地に傳播せらるるのである。

個人豫防法

- 一、若死んだ鼠を見出した時は手に觸れずして衛生部員に告げるのである。
- 二、鼠は常に捕ふることを努め、又死んだ鼠なきかを調べ見るのである、捕えたる鼠も亦軍醫の検査を受けねばならぬ。
蚤、虱、臭蟲、蚊、蠅等をも驅除することを努めねばならぬ。
- 三、「ペスト」菌は日光の射入少き陰濕の處に生活し易いものであ

- るから、室内は清潔に掃除し、食物の残片、塵芥を止めず、常に日光を通はせ、昆虫類及鼠の集まらぬ様注意せねばならぬ。
- 四、「ペスト」の病原は高さ温度、日光、乾燥には容易に死滅するものであるから被服、寢具の類は度々日光に晒すがよい。
- 五、身體殊に露はれたる部は清潔になし、且怪我せざる様要心し、軽き皮膚の疵、疹、皸等も速に醫療を受けねばならぬ。
- 六、感冒の氣味にて咳出で氣分悪しきか、又は淋巴腺腫れ痛ある時は速に診療を受けるのである。
- 七、「ペスト」發生の場所又は「ペスト」隔離病舎等には決して立ち寄

つてはならぬ。

- 八、「ペスト」豫防接種は體の中に「ペスト」の病原を殺すものを生ぜしむる法である。但之を行ひしものと雖注意を怠つてはならぬ。
- 九、人は精神的に病を起すことあれば餘り臆病なるときは體を弱むるに至るものである。妄りに怖るることなく元氣を鼓舞し豫防法を守らば「ペスト」に罹ることはない。

其六 痘瘡(天然痘)

痘瘡は劇しい傳染病で、感染つてより十日乃至十四日で惡寒戰慄を以て高き熱出で、次に豌豆大の腫物が出來、痛み劇しく、腫物は後に痘痕を残すのである。

本病は支那、朝鮮には年年流行し、日本でも時々流行を見ることがある。

附種痘

痘瘡は劇しき傳染病であるが種痘を行つたならば、一定期間（法律にては五年と定めらる）は確に之を豫防することが出来る。

種痘を行つたものは其直後、種痘した部を火にて乾かしてはならぬ、種

ゑた日より約七日間は其の部の清潔を保ち搔いたり、擦たりして薄皮を破らぬ様注意し、軍醫の許可ある迄は入浴してはならぬ。

其七 猩紅熱

猩紅熱は高き熱出で、咽腫れ、赤くなり、赤き疹が先づ胸に出來、急に他の部に擴る。

患者に接近するは危険である、患者の居つた室、患者の使つた被服、器具等は消毒を経た後でなければ病原を附着して居るから危険である。

其八 實扶的里

實扶的里は高い熱が出で咽腫れ、且つ咽に灰白色の苔を生じ重きは窒息して死ぬる。
患者の痰、唾、鼻涕の中に多くの病原菌を含み、人の口、鼻、眼より傳染する。

其九 發疹室扶私

發疹室扶私は高さ熱出で、數日の後全身に赤き疹を生じ疹は後血

斑となる。

本病は不潔にして空氣の流通悪しき所に多く發生し又戰時に流行することが多い。

虱が本病患者の血液を吸ふて更に健康なるものを齧すときに病毒を移すのである。故に本病流行時虱を極力驅除すると云ふことは豫防上最も大切である。

其他患者の痰の雫からも感染することがある。

其十 流行性腦脊髓膜炎

流行性腦脊髓膜炎は多くは初め悪寒、戦慄が來て、次で高い熱が出て頭、項、背が痛み吐くことがある、又精神が鈍くなつたり、狂亂したりするものもある。本病の病原菌は患者の唾、痰の中にある。患者の病已に治して尙菌を宿し居るものがある、又患者にあらざるも患者の傍にありし爲菌を宿し居るものもある。(菌保有者)

個人豫防法

- 一、病原菌は塵に附着し塵と共に人の咽、鼻より侵入するものであるから豫防法は此方面に對する注意が必要である。
- 二、舍内の掃除には手拭を以て口、鼻を覆ひ、塵を吸はぬ様なさね

ばならぬ。

- 三、舍内を掃除するに床上に水を軽く撒き、塵を立てぬ様なさねばならぬ。掃除後は洗面及含嗽を行ひ且つ紙にて鼻汁をかみ、其の紙は焼きすてる。
- 四、舍内掃除の際出來た塵埃は其の都度焼き棄てねばならぬ。
- 五、患者の出來た中隊の痰壺は必ず消毒して貰ふのである。
- 六、鼻毛を抜き、若くは剃てはならぬ、長ければ其の端を剪るのである。

その他指、爪等で鼻の中を傷けてはならぬ。

七、感冒、飲酒、喫煙等は咽頭を害し本病に罹り易いから特に注意が必要である。

其十一 感冒及流行性感胃

感冒は身體が急に冷されたために起るものである。感冒は寒氣がして鼻がつまり、咽が痛み聲が噎れ杯することは何人も知る通りである。普通の感冒は熱が出ることは稀であるが流行性感胃は病原菌のために起る重い感冒で、多くは熱が出で感冒一般の徴候の外に頭痛、腰痛又は下痢等を發するものである。軍隊にては流行性感胃は年々流行して

居る。

諺に「感冒は萬病の基」といふが如く感冒のため鼻、咽喉を痛め、氣管を損し、延いて恐るべき肺炎、肺病等の餘病を發するに至ることがある。又腹を冷し腹の感冒に罹りて、胃腸を損し腹痛下痢を發し、腹の種々なる病氣を誘發ことがある。故に感冒豫防法は季節の如何を問はず常に心得て居らねばならぬ。

一、身體不潔なるものは感冒に罹り易い、殊に入浴を怠るものは一層罹り易いのである。入浴は夏季は毎日冬季は少くも二日に一回之を行ひ、入浴時間は概ね十五分間である、之より長過ぎても、

短か過ぎても共に害がある。又微温湯に入るのは害がある。

二、入浴後は皮膚を充分に拭ひたる後被服を着けねばならぬ、未だ全身を充分拭はずして著衣するか若くは身體冷却した後著衣するは共に害がある、「湯ざめ」を起し感冒に罹り易いからである。

三、雨や汗の爲めに被服が濡れた場合には成るべく早く乾いた被服に著替へるがよい。若著替へることが出来ぬ場合には手拭でよく肌を拭ひ、勉めて運動をなし體を温めるのである。

四、野外で休憩の際濕氣多き地の上、草原等に腰を卸すは害がある。

五、假眠午睡は共に感冒の一大原因である、殊に夏季以外の期節に於て隙間より風の來る場所にて假眠午睡するは大害がある。

六、就寢中は寢具を脱がぬことに心掛けねばならぬ、殊に曉方寢具を脱ぎて寢冷すれば必ず感冒に罹るものであるから注意せねばならぬ。

七、寒い季節に衛兵、不寢番等に服務する場合には特に許されたならば氣温に應じて被服を重ねるが良い。

八、腹、腰、背、足等の一部分を冷すは害がある、斯の如きときは努めて運動をなし身體を温めたり、冷えた部分を摩つたりすれば

利益がある。

九、煙草を吸ひ過ぎ、酒を飲み過ぐるときは咽喉を傷め感冒に罹り易い、又口内を不潔にするときも同様である、故に煙草、酒は適當に之を用ゐ、口は食後必ず嗽き、毎朝齒楊子を以て齒を磨かねばならぬ。

十、鼻毛を抜き、鼻の中に指を入れたりするは共に害がある、又鼻は常に「かむ」ことを怠つてはならぬ、鼻汁、塵芥等が鼻内に溜りしが因となりて感冒に罹り易くなるからである。

十一、輕き感冒の氣味あるもの注意を怠つて更に引き副へ重い感冒

を發するものが頗る多い。輕い中に診斷を受け早く癒し置くことは最も大切である。

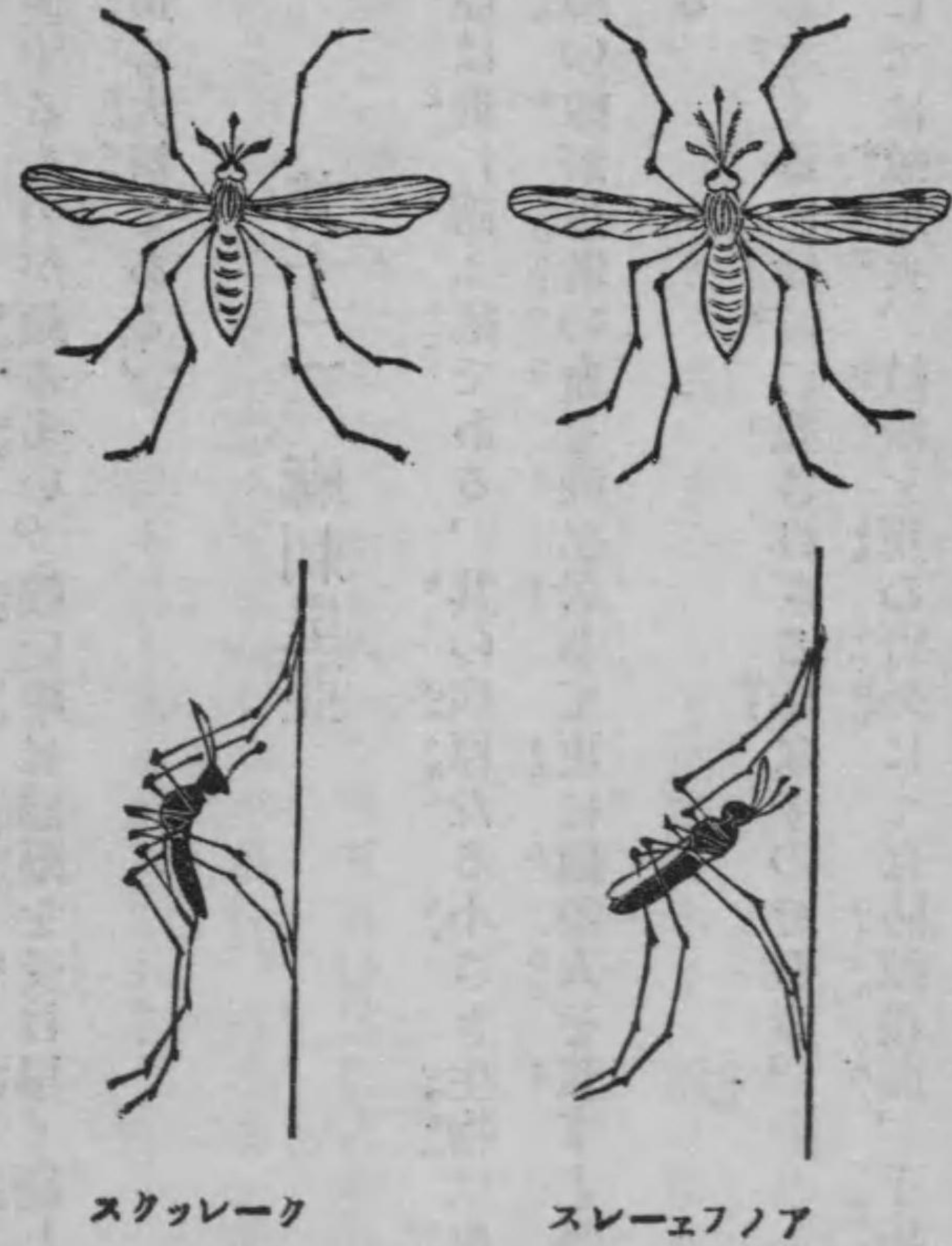
其十二 麻刺里亞

麻刺里亞は世に謂ふ瘧である、其の病原たる小さき生物は血の中に在り、或種の蚊が患者の血を吸ひ居りて更に他の人を螫すとき傳染するのである。

此の病を避くるには蚊に螫されざる様なすのである。

流行地にては蚊遣火、蚊帳を用ゐる野外にては防蚊覆面、手袋を用ゐる、

圖六十四第



スクツレーク

スレーエフノア

殊に薄暮、早朝、夜間は注意せねばならぬ、
 麻刺里亞を傳ふる蚊(アノフェーレス)は普通の蚊(クレーク)と形
 を異にして居る、即ち體大きく翅に紋があり、壁に止るとき腹を壁よ
 り遠く離して居るが、普通の蚊は腹の下端を壁に附けてをる。
 麻刺里亞を傳ふる蚊は三百乃至四百歩以外に飛び行かぬのが普通であ
 る、故に麻刺里亞になり居る土人の家屋を稍離るる時は傳染を免るる
 ものである。
 「キニーネ」といふ薬を正しき方法にて服し居れば蚊に螫されても病を
 豫防することが出来る。

麻刺里亞に罹りたる人は隔日に熱を發したり、三日目に熱を發したり若くは毎日熱を發したりする、熱の前には寒を覺え、體震ひ、熱の後には汗が出る。

病むこと久しきときは皮膚が土色となり、光澤がなくなる。

臺灣の麻刺里亞は重く、内地、朝鮮、支那のものは普通軽いのである。

其十三 結核

結核は身體の中何れの場所でも侵すものであるが、肺を侵して肺病を

起すのが最も多い。人間が病氣で死ぬものの内で結核で死ぬものが一番多く總ての死亡の七分の一乃至六分の一を占めて居る位である。歐米各國では豫防法が嚴重に行はれるやうになつて漸次結核で死ぬものが少くなつたが、日本では尙年々殖えて居る有様である。

結核の初めは別に取止めたる容態なく、唯體が倦く、體重が次第に減少し、漸次瘦せ衰へ、次で色蒼くなり、咳出で下痢し熱出づる等の徴がある。久しくなれば痰に血を雜へ、又血のみを吐き、後には熱が日々出て寝汗が出るやうになる。

結核の細菌は結核の病人の痰の中、並に結核に罹つて居る牝牛の乳汁

の中にある。

結核が健康なる人の体内に侵入するには呼吸によりて肺の中に入るのが最も多い、又飲食物に混じて腸に入つたり、稀には皮膚から入つたりすることもある。

肺結核に罹つて居るものは日々無数の結核菌を痰と共に出すものであるから、未だ褥に就いて居らぬほどの肺結核患者があつて、其の痰を無遠慮に何處へでも吐き散らすと、其の痰は乾いたならば風のために塵埃と共に捲き上げられる。處で結核になり易い人が此の塵埃を吸つたならば、肺結核を惹起す危険がある。結核になり易い人とは遺傳性

に肺の弱い人若くは不攝生をなして身體を弱らせて居る人及病氣のため

に身體の弱つて居る人などである。又結核に罹つて居るものが咳をなすときは目に見えぬ程の痰の雫が飛び出で、向ひ合ひたる人が之を息と共に吸ひ込み直接傳染することもある。

結核の微菌を吸ひ込んだり之を含んで居る牛乳を飲んだりしたとて、健康な人は直ぐに結核になるものではない、それは健康なる人の鼻、咽の粘膜、血液及胃液などは微菌を殺す性質があるからである。故に結核は無暗に恐れるには及ばぬ、只日頃衛生を重んじ身體の健康に努

め居ればよいのである。

軍隊にありては日々の演習により丈夫なものは益々丈夫に、弱い者も丈夫な體に鍛へ上げられるから、實際結核に罹るものは少いのである、只未だ鍛錬の足らぬ初年兵、若くは不攝生をなし一時身體を弱らしたものに往々結核に罹るものがあるのみである。

個人豫防法

一、軍隊に於ける體操、教練は肺、心臟及胃腸を丈夫になすものであるから、結核豫防上にも頗る有益である。殊に結核の遺傳を持つて居るもの、生來肺や心臟の弱いもの、胸膜炎に罹つたことのあるもの等には一層効果が著しいのである。

二、その他第二編第一章の各項にて述べた身體、被服、飲食、兵舎内外衛生の心得を常に守ることが大切である。又體の中少しでも故障があるならば直に軍醫の診斷を受け、軽い間に治し置くことが必要である。

三、飲食物にあらざるものを口に入れてはならぬ、不潔な指を口中に入れたり、書を読むとき指を舐めたり、鉛筆、毛筆の軸等を口に入れたりするは危険である。

四、人の被服、寢具を借りてはならぬ、殊に人の手拭、食器類等を

借りるは危険である。(飲食衛生の心得第六項参照) 止むを得ず人の寝具を著るときは顔、頸に當る處に手拭を覆ふのである。

五、咳ある人に近きて呼吸するは危険である、又痰は各人が皆痰壺に吐くことを嚴重に守らねばならぬ。

六、乾かすことは豫防に効がある、被服、寝具、陣營具、私物、室内は總て乾き居ることが必要である。又此等のものは時々日光に曝さねばならぬ。

其十四 花柳病

花柳病は淋病、下疳、梅毒の三種をいふのである。

一、淋病。淋病は毒ある婦人と同衾をなすときは陰部より感染するのである。又た病毒眼に付き居るときは眼よりも傳染することがある。

淋病は放尿の時痛み、膿出で或は尿近くなりて熱出で、或は陰囊腫れ痛み、若くは關節腫れ痛む等の徴がある。病が眼についた時は大抵盲目になるものである。

二、下疳。患者と同衾をなすとき陰部より感染するのである。下疳は陰部に潰瘍が出来、後に多くは横痃を發し、痛み且つ膿む

ものである。

三、微毒。患者と同衾をなすとき傳染するのが普通である。微毒の病原菌は患者の唾にもあり、疹にもあるから患者に觸れただけでも傳染することがある、又煙管、酒杯より稀に傳染することもある。

微毒は初め陰部に硬き疹が出来、次で毒全身に廻りて、所々に疹を生じ、髪抜け、聲嘎れ、淋巴腺腫れ、後に眼、腦、脊髓等に重き微毒を發し、又骨腐り、肉潰るるやうになる、又精神病の原因となることもある。

個人豫防の心得

一、花柳病は曾に其の身の禍許りでなく、祟を子孫に残すものであるから、一時の情に迷ひて、長き禍を残さぬことに心掛けねばならぬ。

二、密賣婦は檢微を受けざるを以て病毒を有するものが最も多いから嚴に避けねばならぬ。檢微を受くる娼妓も全く安全なものではない。

三、軍隊にて立ち寄るべからざる飲食店、遊戯場を定めあるは密賣婦に對する顧慮が主となりをるのである、若此の禁を犯すものあ

るときは重き罰を課せられることがある。

四、支那人、朝鮮人、臺灣人等異人種の細菌は殊に悪性にして容易に癒り難いものであるから、苟且にも之に接して病毒を受けざるやう心掛けねばならぬ。

五、同衾の際「サツク」を用ゐるか、又は同衾の直ぐ後で陰部を清く洗ひ放尿すれば幾分豫防の効がある。

六、陰部に傷や爛れた部分のあるもの、包莖のものなどは花柳病に罹り易いから特に注意が必要である。

七、壯年の人久しく同衾を断ち居るときは健康に害ありといふもの

があるが誤りである信じてはならぬ。

其十五 「トラホーム」

「トラホーム」の病原菌は患者の眼より出づる汁の中にあり、指、手拭、洗面器、被服、寝具等より傳染する。

不潔なる手若くは布片を眼に觸るるは危険である、「トラホーム」が先づ右の眼より始まること多きは其の證據である。

人の手拭を借りてはならぬ、又健康なものは患者用洗面器を使つてはならぬ。

水管より流れ出づる水を手に承けて洗面するときは傳染の恐がない。
 「トラホーム」は受診せざれば他の眼病と區別し難く、初めは軽く、患者は普通氣が附かぬものである。病重るに従ひ羞明、涙多く出で、患物感及び疼痛がある、後に瞼内に彎り、睫も内に向ひ、角膜に傷を生じ、視力衰へ、重きは盲目となるのである。

附 「トラホーム」の歌

一つとや 廣くはびこる「とらはーむ」
 國をはろぼす敵なるぞ

二つとや 佛蘭西皇帝奈翁

戰に負けしも之がため

三つとや 未開の誹は「とらはーむ」

御國に多きぞ口惜しき

四つとや 四人の盲目の其のもとを

さぐれば一人はこの病

五つとや 埃及露西亞白耳義

支那や日本は流行地

六つとや 昔はやりし獨佛も

今では僅かに影ばかり

七つとや 長くかまはず捨て置けば

終には不治の症となる

八つとや 病の中で此の病

軽くみすごす人多し

九つとや 小供大人の差別なく

不潔な人なら襲ふなり

十とや 富も位も月花も

まなこありての樂みよく

第三章 行軍野營の衛生

其一 行軍一般の衛生心得

軍人は日に十數里を行軍して猶は戰鬪に堪ゆる體力を持つて居らねばならぬ、僅かの行軍に靴傷を起したり、少しの暑氣に喉病に罹つたり若くは途上の不攝生により傳染病に感染して、累を戰友に迄も及ぼしたりするやうな事があつては、眞に國軍の消長にも關する由々敷一大事と云はねばならぬ。故に平生より行軍の衛生を心得置き、苟且にも自己の不注意のため傷病を發せざること心に心掛けねばならぬ。

一、行軍の前日被服、靴、靴下を整へ置き入浴を行ひ、飲食を慎み充分睡眠り置かねばならぬ。前夜無益に心身を使ひ、又酒など飲み過ぎて、睡眠足らざるものは行軍中疲勞を感ずること強く、且つ夏は喝病、冬は凍傷に罹り易きものである。

二、軽い病氣も行軍力に影響するものである。下痢、感冒の氣味あるもの、食進まざるもの等は出發前一應軍醫の診斷を受け置くがよい。

又拂曉出發の際の如き食慾なきため往々食物を喫せざるものあれども、此の際に於ける一杯の茶、一塊の飯は著しく行軍力を

増すものなれば強て攝食するがよい。

三、出發の際結ぶべき紐は固く結び、掛くべき釦紐は漏れなく掛け置かねばならぬ、寒時途中にて氣附くも凍えて自由ならざることがあるからである。

四、水筒は前夜又は出發の際必ず之を充さねばならぬ、此れには成るべく煮沸水若くは茶を盛るのである。

五、行軍中は歩度の始終平等ならんことを努め、又俯首きて行進してはならぬ。

斜面を登り又は寒風に向ふときは多く談話せず、且つ煙草を喫は

ぬがよい。

六、行軍中已むを得ざる外は伍を離れてはならぬ。伍を離るるものは追及ために駄足を、かやうな不規則の駄足は大に疲勞するものである。

七、行軍中眞に渴くにあらずして習慣上水筒の湯茶を屢々飲用するものがあるが、斯の如きものは飲むに従ひ一層渴を覺ゆるものである、故に水筒の湯茶は成るべく節用し眞に渴いた場合にのみ用ゐる習慣を養成することが肝要である。

八、身體強く熱したとき一頓に大量の冷い飲料を飲むは害がある、

先づ口中を潤し、後徐かに少しづつ飲まねばならぬ。

途上渴を覺ゆるも氷塊又は雪を口にしてはならぬ、却て渴に苦しむものである。

九、上官より達せられたる休憩時間内に總て用事を達し置かねばならぬ、殊に第一回の休憩に於ては被服、装具の未だ整はざるところを正し靴、脚絆の不工合を直し、又兩便を達し置かねばならぬ。

十、休憩の際装具を脱し(許されざるときは装具を緩め)深呼吸を數回行ふときは呼吸、脈搏を静め疲勞を醫する効がある。

十一、休憩の際人家附近の濕氣多き不潔地、便所の附近に休んではならぬ、必ず乾きたる場所を撰び藁、枯草、樹枝、板等を敷きて休むのである。

十二、不潔なる池の水、溜留池、田圃間の小流、家宅間の用水等で口を嗽ぎ、顔を洗ひ、飯盒其他の食器を洗ふことは避けねばならぬ。

十三、猥りに民家へ立寄つてはならぬ。傳染病は發生後六十日間位は猶ほ病毒が残りをものである、現に病人はなくとも一般民家は左る危険あるものと考へ居るがよい。

十四、靴傷、鞍傷、手足の疾病は著しく行軍力を減ずるものであるから常に清潔を守り其の豫防に努めねばならぬ（第四章靴傷、鞍傷参照）。

十五、水の流れ強き渡渉場を通過する際は水面を諦視てはならぬ、又戦友と手又は腕を以て互に取り合ひて渡るがよい。

十六、氷の上を通過する際は滑るを防ぐため灰、木屑、砂、藁等を撒き、又十字鍬で氷面に痕を附けるのである。

又繩を以て靴の底より背面に掛けて二三回纏ひ結び置けば滑るを豫防するに効果がある。

氷薄きときは板又は梯等を敷き静かに注意して越ゆるのである。

其二 宿營

イ 舍營

一、舍營には傳染病のあつた家屋は避けてあるから、猥りに宿舍以外の民家に入つてはならぬ。

二、飲用水、雑用水の區分が標示せられてあるから間違てはならぬ、河川ならば上流より飲料、飲馬用、沐浴場、洗濯場に區分してあ

る。

三、宿舍に就いたならば成るべく入浴するがよい、若入浴することが出来ぬ時は顔、手、腋窩、内股、陰部及足を能く洗はねばならぬ、殊に足は行軍中靴のために蒸して不潔になりをるものであるから、必ず洗ひ清めねばならぬ。

四、足が擦れて赤くなつた部分あらば水で冷すのである、又靴傷に罹つたならば衛生部員の手當を受けるのである。

五、總て舍營中は暴飲暴食を慎み、許されたる間は能く眠り置かねばならぬ。

- 六、舍營中には特に傳染病豫防に注意せねばならぬ。其れには猥りに地方人に接せぬこと、地方人の作つた飲食品を口にせぬこと、竝に生ものを喰はぬことが最も大切である。
- 七、外套が雨や雪のために濡れて居つたならば能く乾かし置かねばならぬ、襦袢や袴下は成るべく洗濯して乾かし置くがよい。
- 八、靴下は洗濯し、不潔なもの、濕つたもの、破れたもの等は翌日使用してはならぬ。
- 九、靴を掃除し、靴に油を塗ることを忘れてはならぬ。
- 十、明日の行軍のため被服、装具を整へ、水筒に湯茶を充し置く等行

軍前と同様の準備をなし置かねばならぬ。

ロ 露 營

露營の衛生上の注意は舍營の場合と同様である。其の他特に露營中注意する事柄は左の如きものである。

- 一、天幕内に宿營するときは雨、雪天等の外は晝間は幕を開き風を通さねばならぬ、温暖なる氣候ならば夜間と雖處處開き置くがよい。
- 二、敷藁、枯草、木葉などは乾いたものを敷かねばならぬ、久しく

露營する場合には此等のものは時時取出して日光に曝さねばならぬ。

三、冬期露營に際し足は殊に寒さを覚え、且つ凍傷に罹り易きものなれば靴下を重ね、靴の上より藁、繩等を巻き、外套を纏ふて寢に就くがよい。又天幕の剩餘を地上に敷きて湿氣を防いだり、足を纏ふて寒氣を防いだりするのである。

但幕營に寝るとき足を火に近づけて臥てはならぬ、靴固くなりて翌日の行軍に靴傷を生じ易いからである。

四、積雪地に露營するときは雪の上に臥てはならぬ、是縦令雪を踏

固むるも自然に融解て被服を潤はし體温を奪ひ恐るべき凍傷若くは凍死を招くことがあるからである。故に地上の雪を除きて之を周圍に積み、雪堤を築きて掩蔽となし其の内に臥るのである。但入口は風に反する側に設けるがよい。

五、露營に際しては幹部にて假便所を設けらるるけれども、間に合はぬときは自分自分に穴を掘りて用を辨したる後之を埋めて置くのである。

其三 汽車汽船内の衛生心得

一、汽車汽船の昇降の際不注意のため顛倒んだり墜落たりして怪我をなすことがある、上官より命ぜらるる通りを守り決して狼狽、放心等の事があつてはならぬ。

二、鐵道線路は踏切以外に於て之を横斷したり、又は線路上を通行してはならぬ。

三、汽車汽船内には妄に飲食物を携へてはならぬ。

四、停車場の物賣又は沖賣船の飲食物を買ふてはならぬ。此等の飲食物は唯利益を主とし品質の善悪は顧みざるため胃腸を害し易く、往々傳染病流行の原因をなすことがある。

五、船員殊に給仕が窃に菓子、果物、酒類を賣ることがある。此等は品質悪しきこと物賣、沖賣船の品物と同様であるから買つてはならぬ。

但し船内酒保の設けあるときは其の品物は買ふも差支ない。

六、輸送中は常に水筒に煮沸水を準備し置くが肝要である是れ隨時に補給する事が出来ぬからである。之がため汽車中にては給養停車場にて始めて補給を受け、船内では一定時間を限り供給を受けるからである。

七、汽車中にては妄りに位置を離れたり、車輛の戸口或は側板上に踞

つてはならぬ。又た汽船内では甲板の端、機關室、起重機の近傍に立つてはならぬ。何れも不慮の外傷を發することがあるからである。

八、船車内は不潔になり易いものであるから各人協同一致して其の清潔を謀らねばならぬ、殊に便所は著しく不潔になり易いから特に注意が肝要である。

九、船車内では入浴の設備なき故特に身體を汚さざること、に努め、顔、手、頸、腋窩、内股、陰部、足、殊に趾間等は少くとも一日一回濕布で拭はねばならぬ。

十、船車内では定められたる時に窓を開き換氣を謀ることを怠つてはならぬ。此の事は特に冬季に於て必要である。

其四 船暈豫防の心得

氣の弱いもの、船を怖るるものは船暈を起し易い、婦人に船暈の多いのは氣が弱いからで、小兒が船に暈はざるは船を怖れぬからである。日露戰役中病院船乗組の看護婦が皆最初より少しも船に暈はざりしは、名譽ある傷病者を看護すべき重き任務を自覺して強い決心を示したからである。

帝國は四面海を以て繞らすから戰爭には必ず海を越えて戦地に向はねばならぬ、而して往々敵前に上陸して直に戦闘に従事せねばならぬこともある。されば平生より海に慣れ、船に暈はざるやう錬磨し置くことも亦軍人として必要な事柄である。

一、前に述ぶるが如く氣の弱いもの、船を怖るるものは船暈を起し易いから乗船前より膽を錬り氣力を振ひ、船暈に罹らぬことに堅く決心せねばならぬ。

二、乗船前より攝生を重んじ暴飲暴食を慎み、胃腸を害せぬやう努め置くことも亦船暈豫防上効果がある。又平素胃腸の悪いものは

特に飲食の攝生を守ると共に軍醫の治療を受け置くがよい。

酒は乗船前も乗船中も飲むことを慎むがよい。

三、疲勞、睡眠不足も船暈を起し易いから乗船前、乗船中共、許されたる間は能く休養し、能く眠り置かねばならぬ。

四、海上靜穩ならば船員の動作に妨げざる限りは甲板上に出て爽快なる海氣を深く吸ひ、強く吐き適度に運動をなすはよい。

五、船體動搖する際も亦時々甲板上に出て、深呼吸をなし(但平生深呼吸のため眩暈を起す癖あるものは之を行はぬ方がよい)つゝ、遠く水平線を眺め、船の動搖に伴ひて身を調節するは有効であ

る。

又船體が上下に動揺するときは船體の上るとき強く息を吐き、下るとき深く息を吸ふやうになすは有効である。

六、横臥ときは船の長軸に頭足を向けるやうなすがよい、此の時枕を除き頭を低くすれば一層効果がある。

坐るには臍の下に力を入れ腹帯を稍強く緊むるのである。

七、猥りに船の庖厨、機關室、雜器庫等の附近に立ち寄つてはならぬ、此等の場所の臭氣は往々船量を起し易いからである。

八、空腹は満腹と同様有害である、殊に暈て吐氣を催した時空腹な

れば苦痛劇しきものである、故に中等量の食事をなし置くがよい。

九、眩暈、吐氣等、船量の徴あるときは、精神を鼓舞し畏怖の念を去り又精神を他方面に轉ずることに努めねばならぬ。

十、戦友の吐くのを見たり聞いたりせぬやうにせねばならぬ、自分も亦誘發さるゝからである。

十一、船に強い者は特に上官の命令なくも戦友の船量を懇切に看護してやらねばならぬ。

第四章 外傷豫防

其一 靴傷

靴傷は足の或る部分が靴のため壓迫られたり、摩擦られたりするため
 起るもので、靴が足に合はぬために起る場合が最も多い。即ち靴の
 小さいもの、革の固いもの、又は靴の内面平滑でないもの、底に凹凸
 のあるもの、若くは釘の頭等が突出て居るもの等である。其他新しき
 靴、借り靴等で其の靴に穿き慣れぬものにも起る。
 又靴下に皺襞のあるもの、不潔のもの、濕つてをるもの、破れてをる

もの、縫目のあるもの等は靴傷を起し易い。

個人豫防法

- 一、新靴は多少足に合はざる所あるものなれば常に手入を善くし、
 脂を塗りて革を軟かくなし、平素より穿きて漸次足に慣れしめ置
 くことに努めねばならぬ。
- 二、靴の底に釘の突出てをるもの、内面滑澤でないもの等は速に
 修理を申出でねばならぬ。
- 三、靴下は平生洗濯を行ひ、清潔で且乾かし置かねばならぬ。靴下
 の破損若くは繕ひあるものは行軍時は用ゐぬがよい。

四、足の清潔を保ち、爪は適度に剪り置かねばならぬ。豫防用の軟膏類あるときは行軍に先ち足に塗り置くのである。

軟膏類なきときは石鹼を塗つてもよい。其の法は石鹼に少量の水を加へ掌にてよく擦り細き泡を立て之を足に塗り、休憩中時々塗り直すのである。

五、靴下は皺を伸し、縫目あるものは縫目を外にして穿くのである。

六、靴を穿くとき底革、後革を巻き込んでならぬ。又靴紐を結ぶとき緊きに過ぎてはならぬ。

七、休憩の時(殊に第二)靴を脱ぎ、風を入れ、歩行の際足を壓した部分なきや、皮赤くなり痛みある部分なきや、靴下に皺なきや、靴に不工合の點なきや、靴内に砂礫等の小さきもの入りをらすや等を検査し、不良の箇處は直し且つ濡れたる靴下は穿き換えねばならぬ。

八、大休憩又は宿舎に就きたるときは必ず足殊に趾の間を洗はねばならぬ、皮赤くなりたるころあるときは水にて冷し又は軟膏類を塗り置けば効がある。

九、濡れたる靴は直に火にて乾かすことなく、靴の中に熱めたる藁、

古新聞、毛織布等を詰め遠火にて徐に乾かすのである。但し詰めるとき靴の變形せぬやう、又已に變形して不具合のものは之を直すやう氣を付けねばならぬ。

十、硬くなつた靴を軟かにするには先づ之を水に漬け又は水に濕したる刷毛にて摩擦り、軟かになつたならば表面の水分を拭ひ去り油脂を日光下又は火鉢、焚火などの傍にて靴に塗り布片にて擦り込むがよい。

其二 鞍傷

鞍傷は騎乘に慣れざる初年兵、騎坐の正しからざるもの、反動高き馬に乗るとき等に起り易い、又袴下の悪きもの、皺襞のあるもの、及皮膚清潔ならざるもの、並に乘鞍不良にして臀に適合ぬもの等にも起り易いのである。

鞍傷は畢竟騎乘の際乗鞍と袴下とにより擦れるために起るもので、輕き場合には皮膚赤くなり痛みある位であるが、重き場合には皮剥げ血出で、放置すれば重き餘病を起すに至るのである。

個人豫防法

一、鞍は常に手入を怠らず、革質の固くなるを豫防せねばならぬ、

そして濕氣を防ぎ置き、若し鞍背の革質に剝げたる部分あらば、油類を塗り置かねばならぬ。

二、袴及袴下は乾燥き且つ清潔なるものを着用し、騎乗の際皺襞をつくらぬやう要心するのである。

三、袴下の鞍に接すべき部分は軟かで平坦なものがよい、破損又は繕ひ方悪きものは宜しくない、已むを得ず繕ひ方悪きものを着用するときは之を裏返すのである。

四、臀及大腿の内面は特に清潔を保たねばならぬ。休憩時には此等の部分の汗を拭ひ、皮赤くなりたるものは水にて冷し、皮剝げた

るときは衛生部員の處置を受けるのである。

其三 器械體操

一、器械體操による怪我は、例へば鐵棒より跳下の際足の姿勢が悪いため足の關節の捻挫を起したり、下肢の挫傷を受けたりするなどである、又跳越臺の超跳、跳乗等の際手の位置を誤つて手の關節の捻挫を起したり、踏切り方が悪いため膝頭を打撲したりすることも多い、豫防法としては教官助教の動作をよく見習ひ氣合ひをかけ沈著して遣ることが最も肝要である。

二、體の一部分でも運動不充分的所あらば其の部分が外傷を受けるものである。運動は臆病なれば却つて怪我をする、決して遲疑せず沈著勇敢にやらねばならぬ。そして常に活潑なる號令を掛けることが必要である。

三、器械體操は體育が主な目的で決して技の巧なるを尙ぶのではない、未熟なものが飛放れた技をやるため怪我をなす例が多いから特に注意せねばならぬ。

四、敷砂が固まつたり、凹凸が出来て居つたりするときは怪我をなすことが多い。時時堀返したり、平坦したりせねばならぬ。

五、鐵棒、跳越臺等の踏切板、跳下臺、柵、梁木及階梯の上面に砂、

雪、霜若くは氷があつて滑ることがある、演習前よく掃き置かねばならぬ。

六、鐵棒の回轉るもの、梁木等の固定確かならぬもの等があることがある、此等は演習前必ず調べて直せるものは直し置かねばならぬ。

七、鐵棒の滑り易いのは手の汗、皮脂等が附くからである、時時石鹼を浸した布で之を拭ふがよい、又各人は演習前手掌を手巾にて拭ひ手の汗、皮脂を除き置かねばならぬ。

八、疲勞した時は怪我をすることが多い、特に注意が肝要である。

其四 應用體操

- 一、應用體操は往々迅速いのが主となり必要の注意を怠り、競争心に驅られて無理な動作をなしたり、狼狽えたりして思はぬ怪我をなすことがある。
- 二、應用體操の内でも障害物通過の際怪我をなすことが最も多い、例へば木柵、石壁、壕、圓木橋等で通過の要領を誤つて打突たり、墜落たり、轉倒んだりするやうなものである。
- 三、應用體操の時は特に靴及脚絆の紐を適度にかたく緊め置かねばならぬ。

四、總て跳ぶときは一度足場を見定め、兩足を揃へて氣合ひをかけ跳ばねばならぬ、小なる溝、畔の如きものも決して無造作に跳んではならぬ。

五、高い處に立つとき眩暈を起す傾きあるものは平生より特に練習して精神を沈め、虚心平氣を養ふことに努むるのである。

六、疲れた時は怪我をすることが多いから特に注意が大切である。

其五 劍術

一、劍術も亦勝敗に熱中して不知不識、打撲、挫傷、骨折等を起すこ

とが多い。

- 二、著装前木銃、竹刀の尖端、肩當、左腕の絞、胴、假面の鐵欄、其の他吊紐、結紐等を検査し、破損したものは用ゐてはならぬ。
- 三、防具の著装法宜しからざるものは外傷を蒙ることが最も多いものである。故に教範に示されたる通り正しく著装せねばならぬ。
- 四、試合には必ず指袋を用ひ右手の擦傷を防がねばならぬ。
- 五、演習場は成るべく凹凸、角石等なき平坦地を選はねばならぬ。
- 六、自習のため教官現在せず士卒互に演習をなす際でも笑つたり、不規則の發聲、規律なき姿勢をなすが如きことあつてはならぬ。斯る

場合に往々不慮の外傷を起すことが多いからである。

- 七、呼吸苦しきもの、疲勞甚だしきもの、眩暈の傾きあるものなどは申出でて演習を中止せねばならぬ。
- 八、試合中防具の外を打つたり、衝いたりせぬやう努めねばならぬ。又た横面を強く打たため鼓膜を破るものがあるから注意が肝要である。

其六 空包射撃

- 一、近距離にて空包を發射して意外の怪我をなすことがある、故に對抗演習の際は敵を距ること小銃は五十米、機關銃は百米、火砲は

- 二百米以内に於て發火してはならぬ事にきめられてある。
- 二、以上の距離以内にては單に射撃の動作をなすのみにて空包を用ゐてはならぬ。但し小銃及機關銃では警報のため、又は夜間等にて已むを得ず規定以内で發火せんとするときは、銃口を十分に天空に向け發射するのである。
- 三、同列兵が誤つて銃口を横に向け空包を發射するため怪我をなすことがある注意せねばならぬ。
- 四、突撃、襲撃の場合には兩軍二十米以内に接近してはならぬことになつて居る。

其七 雜件

- 一、應用體操、野外教練等の際岩石の角にて腹を強く打つたり、又相撲の際腹を強く打つたりして腸が裂けて死ぬことがある。
- 又腹の馬蹄傷を受けたり、駢足中前方に轉倒び彈藥盒にて激しく腹を打つて死ぬものもある。
- 馬蹄傷を豫防するためには、蹴躰馬に對する注意を怠つてはならぬ。
- 駢足中前方に轉倒ぶが如きことあらば劍韉を握る左の手を離し、手

早く體を支え腹を打たぬやう注意せねばならぬ。

二、靴工、縫工、銃工卒、炊事當番卒等は刃物、縫針、鞆、發滌手入、半田附、湯桶、煮汁等の取扱に注意せねばならぬ。

三、蒸汽浴場にて蒸汽管のため火傷を起すものがあるから特に注意せねばならぬ。

四、寢臺の角に躓きて趾を怪我したり、銃の遊底覆で左の指を傷けたりするものがある、何れも自己の不注意のために起る怪我と云はねばならぬ。

第五章 救急法及衛生法大意改正當

時に於ける陸軍當局の談

本書を閲讀し又は教育資料となさんとする士は、本書の骨幹たる救急法及衛生法大意の趣旨を没却することは出来ぬ、該書改正當時に於ける陸軍省當局者の談を左に轉載し参考に供することとする。

救急法及衛生法大意改正に就て

陸軍衛生部の教科書類を總て改正しようといふ企圖がある、それに先

つて一般兵卒に教ふる救急法及衛生法大意を改正することになった、従来ものは明治三十年の陸達で出されたもので、餘程年數を経て居る。明治三十七八年戰役に從軍した外國武官達は斯ういふものが教へてあるといふことに感心して本國へ報告したり、著述に載せたりして居る、成る程兵卒の個人衛生の上には、此達が利益を與へたに相違はない、併し前に云つた通り古いものであるから、就中衛生法の部に至ると現今の學術上から見ても頗る遺憾の點が多い、そこで改正の際には救急法の方は材料を増減して教育の範圍をはつきりさせる位の方針で書かれてあるが、衛生法に至っては根本から組立を變更してある。改正し

たものが發表せられる段になると、之に依て教育を實施せねばならぬ者であるから、陸軍省に於て改正の際にどういふ意圖で改正したといふことを話して置く方が好都合かと思ふ、それ故少し其話をする。救急法に於ては先づ原則として患者殊に傷者は温存するといふことを立てた、これは獨逸語の Schonung といふことである、其意味は餘りいぢらずにそつとして置くといふことである、之に相當する日本語が見當らない、「いたはる」と云ふ言葉があるがこれは慰めでもする様な意味にとられる、支那の俗語に温存といふことがある、之が稍々近い意味を持つて居る、或思想を表明する爲に使ひ慣れた言葉が無いときは、新

しい語を使ひ慣らすといふことは國語の上から見ても利益である、外國の語でも自國の古くて一旦廢語になつた語でも、それを引出して使つて次第に弘まれば、それに依て或意味が適切に人から人に傳へられる様になる、そつういふ趣意で少し異様であるけれども温存といふ語を救急法に於て使用した。骨折の取扱は、從來折れた骨の端と端とを摩り合せ軋音を聽て確に骨折であるといふことを知るが好いと云つてあつた、まさか實際そんなことをさせる様に教育する人はなかつたと思ふが、兎に角そつういふ風に書いてあつた、萬々一實際普通の兵卒や擔架卒が、そんなことをしては傷者はどれ丈の不幸を見るか知れない、斯う

いふことを止めたなぞが即ち温存の趣意である、それから戰友が負傷した時、それに手を附けるのは衛生部員も傍に居ない、擔架卒も居ないといふ場合に限るといふことに改正せられた、これも殆ど論を須たない様なことではあるけれども、矢張温存の趣意に外ならぬのである。出血に就ては、從來兵卒に動脈出血と靜脈出血を鑑別させる様なことになつて居た、そんなことは立派な軍醫でも出来悪いことではあるまいか、そこでそつういふことは態と改正の方では止めにしてある。火傷の所で衣服が燃えて居つたら水を灌げといふことが從來教へて在つた、若し石油でも衣服に附けて居て燃るのであつたら、危険も亦甚

しいといはねばならぬ、そこでさういふことは止めにして、どんな場合にも安全と認められる方法が示してある。溺水の所では是迄検閲なぞの時に試問に答へるのを聞いて居ると、體を倒まにして水を吐せるといふ俗説が数々答への中に現はれる、そこで改正の方にはさういふことはいけなと特に書くことになつた、人工呼吸法は色々變つた種類の方法が従來示されてあつた、又其中の一種類に就て見ても頗る複雑な點があつた、そこで改正の方には其操作を簡單にして唯一の方法を示されてある、以上が救急法の改正の中で注目すべき點であると思ふ。衛生法に至ては前にも云つた通り土臺から立て直してある、最も注

意して教育して貰いたいのには、始めに擧げてある總論の様な部分である、これは文章は平易で簡單であつて、一見すると知れきつたことの様であるけれども、一項毎に玩味すれば個人的豫防の手段は殆ど全く此中に網羅してある、一項に書いてあることでも擴めて實行すべき範圍は極めて廣いのである、此邊は教育者に其心得がなければならぬ、教へるに先つて教官は銘々自分で善く玩味して置いて貰ひたい、夫から各論の様な部分に至ると、始め改正の際にもこんなことを兵卒に教へるのは、或は餘計ではあるまいかといふ疑も起つた、併し是迄の衛生法にも色々な傳染病の名は列擧してあつた、名を教へる以上はいく

らかの概念がこれに伴はざることを得ない、又素人でも虎列刺はどんなもので、窒扶斯はどんなものだと云ふ様な想像は、目下民間の情況を見ても之を有して居ないものはあるまい、唯其想像が往々ひどく間違つて居る、殊に肺結核の様なものになると立派な醫師の中にさへ餘程古い想像を持って居るものがある位だから、素人にははつきりした想像を持つて居るものは殆ど皆無であらうと思はれる、そこで各論らしいものを大略書き挙げることになつた、要するに兵卒に色々な病氣の原因や徴候を注入しようといふのではない、間違つて想像をして居てはいけないから、所謂俗説に迷つて居るのを直してやるといふのが趣意

である、教へる者も其の心得で教へて貰ひたい。現行の法律に規定してある傳染病に就ては、大部分こゝに説明してあるが、例之腸窒扶私を説明して發疹窒扶私を説明しないといふ様に、幾分か手加減がしてある、それから法律には極めてなくつても、軍隊に於て豫防上特に必要であると認められたものは、稍詳しく説明してある、「トラホーム」の如きものは夫である。花柳病は其の中に書上げるに就て慎重に詮議したものである、こんなことを素人に教へるのは六ヶ敷こと無論である、現に歐羅巴に於ても、學校の生徒にかういふ豫防法を教へることの可否、それからどういふ方法で教へるのが至當であると云ふことが緊急の問

題になつて居る、倫理學者、宗教家、醫學者なぞの種々な方面から意見が出で居る、併し何の方面から見ても教へねばならぬといふとは一般に認められて居る、唯其の方法手段に至ては議論が區々になつて居るのである、此衛生法では萬已むを得ざること丈が極めて簡略に擧げてあるに過ぎぬ。それから従來の衛生法に有つたものが改正の方に除かれたのがある、それは今日になつて見ると素人が皆知て居ることであつて、殆ど言を須たないと認められたものである。改正になつた救急法及衛生法大意に就て、特に注意して貰ひたい點は大略此位のものである。

救急法と個人衛生終

東京市麹町區
川流堂
發行所

大正六年三月五日印刷
大正六年三月十日發行

(救急法と個人衛生與附)

不許複製

發行所

東京市麹町區
第町四番地

川流堂

小林又七

電話番町(特)一、六二九
振替東京二、九八〇六

著作者

平馬左橋

發行者兼
印刷者

東京市麹町區第町四番地
小林又七

印刷所

東京市麹町區第町四番地
川流堂小林印刷所



60
5/8

[Faint rectangular stamp or mark]

終

